

新年は1月9日
伏より業務を行
います

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313代

FAX 047-367-1319

あけましておめでとうございます



新葛飾橋からのぞむ松戸市街地 (撮影 石坂 満さん)

いしごやん

あけましておめでとうございます
みなさまが今年も健康でより幸せな
日々を送られますよう、所員一同、心
からお祈りいたします。

相変わらず国民の生活状態は低迷し
ています。精神の荒廃は進むばかりの
ようにも思えます。しかし、嘆くのは
やめましょう。流れに任せるのもやめ
ましょう。

改善の為に何を必要とし、どう行動
すべきかを考え、着実に実行に移しま
しょう。

私たちは、今年も、皆様と共に存在
する法律事務所として、より一層精進
するつもりです。今年もよろしくお願
い申し上げます。

二〇〇一年 元旦

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 左近允寛久

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

成年後見制度

判断能力不十分な時の
「うしろだて」

弁護士 蒲田孝代

ると物騒だから貯金通帳や権利証を預かっておくと言って持っていかれたというのです。

相談者の方は将来的にも息子夫婦とは交流は無いことは判っているのに、持っていかれた貯金通帳を取り戻したい、死ぬまで自分で財産は管理して使用したいし、方が一時は自宅を売却払って施設に入りたいといわれま

成年後見制度の
考え方

最近、六五歳位を過ぎた方から相談が有りました。夫には先立たれ、息子が一人いるが、やはり一人娘である息子の妻の両親と他所に同居しており、交流はほとんど無いとのことでした。最近息子の妻がひつこり訪ねてきて、一人で住んでい

この頃増加しているという感想を持ちます。親族関係が希薄になってきていくという社会の状況が生む問題だと思われま

「ご承知のとおり、だれでも年齢を重ねると、判断能力も行動力も若いころのようにはいきません。しかし、人々が社会の一員として、自分の事は自分で判断して行動をしていくという、自立した日常生活を可能な限り保障されることは、是非とも必要なことです。そして判断能力や行動力が不十分な場合は、それ

皆さんは、最近、「司法改革」という言葉を良く耳にされませんか、「司法改革」という言葉は知っていてもピンとこないかも知れません。しかし、実は、弁護士や裁判所に対するイメージが一変するかも知れない大問題なのです。

「改革」すべき中身は多岐にわたり、短い文ではとても説明しきれぬものではありませんが、大きく分けて次の三点に注目して考えて載ければと思います。

①「法曹一元」—簡単に見合った保護者がいれば助かります。単身の方やさまざまな事情で親族関係が疎遠になったり希薄になっておられる方については、このような保護者を選択できると便利だと思えます。先の相談者の方も、交流の薄くなった息子夫婦に財産の管理をされながら遠慮しつつ自分の財産を使うよりは、不十分な点は保護者の力を借りながら、自分の力で遠慮なく日常生活を送られる方がよいと

「司法改革」の中身

知っていますか？

②「弁護士増員」—弁護士をもっと増やそうという議論です。これにより、田舎の弁護士不足が解消され、競争が盛んになって、弁護士のレベル

③「陪審制」—裁判に民間から選ばれた人たちが

の豊かな弁護士が裁判官などになれます。これが実現すれば、当事務所の弁護士から、裁判官になる人が出てくるかも知れません。

も参加するという制度です。アメリカで行われているのをご覧になった方も多々あります。これによって、今よりは開かれた、そして常識の通る

裁判が増えると言う人も多くいます。昨年から、政府に司法制度改革審議会が設置され、弁護士会でも大激論が行われました。今、毎年弁護士会の三〇〇〇人増員については決まりつつあります。今後どうなるか予断を許しません。一番忘れてはならないのは、司法は国民の為にあるということです。国民の為に司法が公正であるためにどうあるべきかは十分なる議論を重ねる必要があります。

(弁護士 左近亮)

「後見」「保佐」「補助」がある
この制度は、図で表す

と左のような仕組みになっています。後見というのは、いわゆる「うしろだて」の人のことです。後ろの必要がどの程度あるかによって、後見人、保佐人、補助人という身分の人が選任されることになりま

一番強い後ろ盾が必要な人の順番に「後見」「保佐」「補助」となります。そして、うしろだてを受ける本人のことを「被後見人」「被保佐人」「被補助人」といいます。

任意後見というのとは、後見人、保佐人、補助人は、それぞれ、一定の範囲で裁判所の監督を受けつつ、本人の為に行動することに なります。

未成年後見
任意後見
法定後見
後見
保佐
補助

任意後見とは、後見人、保佐人、補助人は、それぞれ、一定の範囲で裁判所の監督を受けつつ、本人の為に行動することに なります。

以上、概略をご説明しましたが、詳しいことを知りたいと思われる方はご相談くださればと思います。

任意後見というのとは、後見人、保佐人、補助人は、それぞれ、一定の範囲で裁判所の監督を受けつつ、本人の為に行動することに なります。

任意後見というのとは「任



任意後見というのとは「任

任意後見というのとは「任

任意後見というのとは「任

任意後見というのとは「任

任意後見というのとは「任

任意後見というのとは「任

任意後見というのとは「任

特定
調停法

借金返済のための 新しい調停制度

弁護士
及川智志



一 特定調停法とは

一言でいえば、借金の支払が困難になった人について、どうやって返済していくかということを経済裁判所で話し合うための手続きを定めた法律です。

二 何ができるのか

お金を借りた場合の金利については、利息制限法という法律があり、おむね年利18%が上限に

この対象には、サラ金などで首が回らなくなってしまう人や住宅ローンの支払に苦しんでいる人といった個人債務者だけでなく、商工ローンで倒産しそうだという会社などの法人も含まれます。

ところで、裁判所で調停を行う場合には、利息制限法を上回って支払ってきた金利を、過去にさかのぼって元金に返済したとして元金額(返済額)を再計算することが必要です。再計算した債務額は当然以前の金額

三 いままでの調停とどう違うか

債権者が過去の取引情報の開示を拒んだ場合、以前の調停ではどうしようもありませんでした。しかし、特定調停では「過料」という制裁があるため、債権者は取引情報の開示を拒むことがはばきなくなりまし

四 まとめ

これまで述べてきたように、特定調停は多重債務者の立ち直りに大きな役割を果たすものと思われま

また、差押などの強制執行を一時的に停止できる範囲の月々の金額で返済していくという約束が債務者と債権者の間で成立すれば、特定調停での解決が図られることとなります。これで、借金に悩む債務者の生活が立て直されるわけです。

ノートパソコンで 快適生活

田村 淳 (税理士・友の会幹事)



職場だけでなく家庭内にもパソコンが普及してきました。私もパソコンを、という方にちよっとアドバイスを。

職場だけでなく家庭内にもパソコンが普及してきました。私もパソコンを、という方にちよっとアドバイスを。

我が家ではみなパソコンを使っています。妻は食卓で友人同士のメールのやりとりで夢中で、小学二年生の娘は友達が来ると自分の部屋でパソコンでお絵かきを始めます。

トラブルの時もノートパソコンは便利です。使い方がわからなくなった時や故障かな、と思った時もカバンにサッと詰め、あなたもお気に入りのノートパソコンを見つけてください。

電話や自動車が一家に一台から一人一台になってきたように、パソコンもやがてそうなるでしょう。あなたもお気に入りのノートパソコンを見つけてください。

す。門を開くには「新証拠があること」という要件が厚い壁になります。しかし、今、弁護士は集めた新証拠をいかに説得的に裁判所に示すかという討議の段階に来ているのです。第二次再審請求に向け、今後とも多くの皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

大詰めを迎えた 薬害ヤコブ病裁判

薬害ヤコブ病裁判とは、

突然発症して急速に痴呆が進み、およそ2年以内に確実な死亡を恐ろしい病気です。私は裁判の弁護団に入り、原告の皆さんの戦いをお手伝いしています。

現在、裁判は大詰めを迎えています。みなさんのご支援よろしくお願ひします。

(弁護士 左近允寛久)

布川事件

第二次再審請求にご支援を

布川事件は今、大詰めを迎えています。第二次再審請求の時期が迫っています。「まず、再審の門を開くこと」、これが至上命題です。再審においては「門を開く」、それから「無罪を勝ち取る」二つの大きな壁があります。まず「門を開く」ことに成功しなければ、有罪か無罪かの審理を受けることすらできないので

す。門を開くには「新証拠があること」という要件が厚い壁になります。しかし、今、弁護士は集めた新証拠をいかに説得的に裁判所に示すかという討議の段階に来ているのです。第二次再審請求に向け、今後とも多くの皆様のご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

(弁護士 福富美穂子)

新人弁護士奮戦記

「そんなに緊張しなくても……
と言った私の顔は引きつって

福富美穂子



初めて裁判に一人で立つたのは刑事事件の法廷でした。交通事故を起こしてしまつた被告人の女性には極度の緊張から涙が止まらず、青白い顔をしていました。でも、もしかしら、その瞬間、私の方がもっと青い顔を

していたかもしれません。「裁判所に行つて来ます」と事務所を出た時も、「そんなに緊張しなくても大丈夫ですよ」とその女性に声をかけたときも、私の方が声がうわずり、緊張がバレないようにと作つた笑顔がかなり引きつ

っていたような気がしました。そして、ふと、その女性のご主人しかいないはずの傍聴席に目をやる時、そこには自身の初裁判を終えてすがすがしい顔をした左近允寛弁護士が……緊張が増したのには言うまでもありません。

あれから早九ヶ月。だいぶ慣れてきたのか、もともと固太い性格なのか、あの日以来声がうわずること、顔が引きつることもなくなりましたが、「慣れ」という言葉の中に、「丁寧」に、大事に、という気持ちを置き忘れてしまわないようにいい意味での緊張感を持ち続けたいと思う今日この頃です。

事件の処理方針、終電も
も忘れて考えた

左近允寛久



四月に入所してから、あつという間に九ヶ月が過ぎ去ってしまいました。私にとっては全てが初めてのことがばかりで大変ですが新鮮な日々を送っています。

オローしてもらいながらの日々で、皆さんには感謝の気持ちで一杯です。四ヶ月目のある日、受任した事件のことで悩んでいたところ、夜十時ころ一人でまだ残つて仕事をしておられた光谷弁護士に軽い気持ちで相談し

ました。ところが、光谷弁護士は一つ一つの証拠をみたらうで、どういう方向で処理すべきかを教えてくれました。結局とんでもない時間が過ぎ、光谷弁護士には終電も忘れて相談に付き合っ

た。今は、教えられることばかりと思いますが、一日も早く皆さんの期待に充分応えられるように頑張りますのでこれからもよろしくお願いします。

私は、とことんまで付き合つて下さつた光谷弁護士の姿にとても感動し、私も何事にも真摯な弁護士になりたいと思ひました。

去る十月七日(土)午後より学習会が行われました。今回は今までと違い相室での学習会となり、また、講義形式ではなく、寸劇を取り入れてみました。「冤罪」をテーマに

次回は二月三日(土)今回と同じ「さんかい亭」にて行います。友の会に関する問い合わせは左記へ。

電話 〇四七—三六七—一三三三 富田まで

光谷弁護士が独立

当事務所に三年半在籍しました光谷晋治弁護士が昨年十一月一日付でめでたく独立をいたしました。

【新事務所】

小田原市栄町二一三—一

そびそびビル二階

☎ 〇四六五(二二) 五一〇三

FAX 〇四六五(二二) 五一〇四

寸劇が好評だった

「ためになる講座」

友の会副会長 白倉由季

友の会 コーナー

去る十月七日(土)午後より学習会が行われました。今回は今までと違い相室での学習会となり、また、講義形式ではなく、寸劇を取り入れてみました。「冤罪」をテーマに

光谷弁護士と左近允寛弁護士がシナリオを書き、役員で配役をしました。冤罪という重たいテーマを今回は、通勤電車でカカンに間違われ誤認逮捕されたサラリーマンが、真犯人が逮捕されるまでの葛藤と弁護士と共に奮闘する様子を素晴らしいナレーターの手導きと弁護士の解説を織りませながら行われ、四十名に及ぶ参加者には、好評を得ました。

続く懇親会では、おおいに話題を提供する事ができ、初めての試みにもかかわらず、とても充実した学習会でした。



鬼形事役は秋元さん(左)、真犯人役は佐藤さん(さんかい亭にて)